

西尾観光トイレ設計委託特記仕様書

第1章 総則

1. 適用範囲

本特記仕様書は、西尾市の実施する「西尾観光トイレ設計業務」（以下「本業務」という）に適用する。本業務の履行に当たっては、本特記仕様書による他、契約書並びに愛知県建設局標準仕様書の他関係法令・規定を遵守するものとする。

2. 業務目的

本業務は、観光振興施策の一環として、西尾市のシンボルとなる観光トイレを整備するにあたり、官民連携ワンストップ対話窓口「Cラボ西尾」により決定されたコンセプトである「浮かぶ茶室を持つトイレ」をもとに設計業務を実施するものである。

3. 法令等の遵守

受託者は本業務の実施に当り、設計図書に基づくほか、関連する各種法令等に基づき実施しなければならない。

4. 中立性の保持

受託者は、常に中立性を堅持するよう努めなければならない。また、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

5. 管理

受託者は、作業計画等に基づき適正な工程管理を行い、作業の進捗状況を報告すると共に工程に変更が生じた場合には速やかに西尾市に報告をしなければならない。

6. 参考文献等の明記

業務において文献及び参考資料を引用した場合は、その文献名及び参考資料名を明記するものとする。

7. 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とする時又は協議を受けた時は、誠意を持ってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

8. 土地の立入及び現場補償

受託者が作業の実施において、第三者の土地へ立入る場合は、あらかじめ西尾市と協議すると共に受託者の責任において関係者と緊密かつ十分なる協調を保ち業務の円滑な

遂行を期せねばならない。また、現場にて立木農作物の伐採、工作物及び建築物の除去を必要とする時の手続及び補償の負担は受託者に期するものとする。

9. 損失の補償

本作業中は、交通安全に万全を期すよう努めるものとする。また、第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において処置するものとする。

10. 地元等との交渉

本作業期間中に地元関係者または関係団体との交渉を要する場合は、受託者は西尾市の監督員に申し出て、その指示を受けるものとする。

11. 審査

受託者は業務完了時において西尾市の審査を受けるものとするが、受託者の責に伴う箇所が発見された場合は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

12. 疑義

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、また本仕様書に定めのない事項については、西尾市と受託者で協議のうえ決定するものとする。

第2章 業務内容

1. 業務内容

(1) 設計業務委託

① 計画準備

本業務の目的・主旨を把握し、業務内容を確認した上で、業務工程・組織計画・基本事項の整理・検討を行うと共に業務の基本方針を定め、業務計画書及び業務打合せの為の資料作成を行う。また、対象地区の現況及び各種法規制の指定状況について、改めて詳細条件を把握すること。

② 現地踏査

現地踏査により、地形、既設構造物、周辺状況を把握すると共に、現況公園との造成高や進入路の取り付け等、利便性、施工性の判断に必要な基礎的な現地状況についても把握する。

③ 基本設計

上記で把握した各種条件に基づき、2～3案を比較検討の上、基本設計方針を策定し、監督員との協議の上、基本設計図書を作成する。設計に当っては、現況公園との高低差の解消や進入路計画に留意すると共に、造成・排水・緑地等、各計画の検討を行った上で各種設計図の作成を行う。

④ 実施設計

総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、監督員に説明する。

実施設計方針に基づき、監督員と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。

⑤ 概算工事費の算出

基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書（工事費内訳明細書、数量調書を除く、以下同じ。）を作成する。

実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成する。

⑥ 建築確認申請図書の作成

所管の官公庁等との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な建築確認申請図書を作成する。

2. 成果品

本業務の成果品は以下の通りとする。

- ・ 報告書（打合せ議事録を含む） 1 式
- ・ 電子データ（CD-R） 1 式

3. 納品先

成果品の納入先は西尾市交流共創部観光文化振興課とする。